

答 申 書
(答 申 第 316 号)
令和2年(2020年)9月10日

1 審査会の結論

北海道教育委員会が、北海道教育委員会職員履歴書について、非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「公文書における〇〇に関する一切」及び「公文書における〇〇に関する一切」である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、〇〇氏及び〇〇氏に係る北海道教育委員会職員履歴書（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の全部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして、令和元年10月4日付け教総第1245号で公文書非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を取消し、全てを開示するよう求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報とする旨を定めている。

国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員（以下「公務員等」という。）の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の職及び氏名については、公務員等の私人としての行動又は私生活にかかわる事柄ではないため、通常他人に知られたいと認められる情報とはいえず、原則として本号で規定する非開示情報には該当しないとされている。

イ 実施機関は、本件公文書について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件公文書には、職員の生年月日、性別、本籍地、現住所、学歴、資格免許、研修、任免事項等が記載されている。一般に、職員の職務遂行に係る情報は、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報とはいえず、公にされるべき情報であると考えられるが、本件公文書の記載事項のうち、職員の生年月日、性別、本籍地、現住所、学歴、資格免許は、当該職員の職務遂行に係る情報ではなく、個人の私的な情報である。

(イ) また、研修、任免事項等は、職員の採用からの人事異動等の発令内容などの情報であり、これは、当該職員の詳細な職務経歴になるため、これらの情報は、当該職員の職務遂行に係る情報というより、当該職員個人の私的な情報であるといえる。

(ウ) これらのことから、本件公文書の記載事項は、職員といえども私人における場合と同様、通常他人に知られたいと認められる個人に関する情報として保護されるべきであり、1号情報に該当する。

ウ 請求人は、本件公文書について、公務員等は私人ではなく、公人の立場にあり、原則として、プライバシーが問題になる余地はなく、開示すべきであると主張する。

また、他の自治体においては、公務員等の職務遂行に係る情報が開示された行政実例があることから、本件処分は違法であると主張する。

エ 当審査会において、本件公文書を見分したところ、本件公文書には、北海道教育委員会の職員の氏名、性別、生年月日、本籍地、現住所、学歴、資格免許、研修、賞罰及び任免事項が記載されていた。

公務員等の情報のうち、当該公務員等が担当する具体的な仕事に係る情報については、公務員等の職務遂行に係る情報であって、当該情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名については、通常他人に知られたくないと認められる情報には該当しない。

しかし、公務員等の情報であるものの、当該公務員等が担当する具体的な仕事に係る情報ではないものについては、私人における場合と同様に通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報として保護されるべきである。

本件公文書は、人事に関する事項について記録するために作成される文書であるため、その記載事項は、当該職員の具体的な仕事に直接結びつく情報とはいえ、当該職員の個人に関する情報であると認められる。

したがって、本件公文書は、私人における場合と同様に通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報が記載された文書として保護されるべきであると認められ、1号情報に該当するとした実施機関の処分は妥当であると判断する。

また、6号情報の該当性については、本件公文書の全体が、1号情報に該当することから、判断を要しない。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は条例の解釈、適用を左右するものではないため、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年2月26日	○ 諮問書の受理（諮問番号621） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年5月15日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和2年6月15日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和2年6月18日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年7月15日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回全体会）	○ 答申案審議
令和2年9月10日	○ 答申